

| 対象年度 | 令和 6年度 | | 総合計画実施計画策定及び行政評価シート | | | | | |
|---|---|----|---------------------|----|---|---------------|----------------|-------------------|
| 事務事業名 | 不妊治療費助成事業 | | | | | 予算事業名 | 不妊治療費助成事業費 | |
| 予算科目 | 会計 | 01 | 款 | 項 | 目 | 事業 | 要求区分 | 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知 |
| | | | 04 | 01 | 03 | 28 | 経常経費 | |
| 総合計画体系 | みんなで支えあい 安心して暮らせる地域福祉を目指そう 未来を担う子どもを育む環境づくり 子育て家庭への支援 | | | | | 事業の区分 | 主要事業 重点事業 | |
| | | | | | | 担当課係等 | 健康増進課 母子保健係 | |
| 事業期間 | 継続 (平成24年度～ 年度) | | | | | | | |
| 【めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)】 | | | | | 【事業開始のきっかけや他市の状況など】 | | | |
| 子どもを出産しやすい環境整備の一環として、1回の治療費が高額である不妊治療費の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の一助とする。 | | | | | 平成16年度より国、県の助成事業開始。平成28年度より男性不妊治療助成開始。令和4年度より治療が保険適用となったが、令和5年度現在、本市を含む単独の助成を17市町村で実施している。助成回数や金額等の要件は市町村により様々である。 | | | |
| 【手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)】 | | | | | 【対象 (だれに対して・何に対して行うのか)】 | | | |
| 対象 (要件有り) : 生殖補助医療 (「体外受精及び顕微授精」) を実施した夫婦または事実婚関係にある夫婦であり、保険適用で当該治療を実施した者。生殖補助医療の過程で行う男性不妊治療も含む。 ・年齢要件: 治療開始時における妻の年齢が43歳未満であること ・助成回数: 年度1回 ・助成額: 10万円を助成。 | | | | | 保険適用による生殖補助医療を受けた夫婦または事実婚関係にある夫婦。 治療開始時における妻の年齢が43歳未満である者、また、生殖補助医療の過程で行う男性不妊治療も含む。 | | | |
| | | | | | 【事業をとりまく環境の変化】 | | | |
| | | | | | 近年、結婚年齢や出産年齢が年々徐々に上昇し、2018年、平均初婚年齢は男性31.1歳、女性29.4歳となり、第1子出産時の女性の平均年齢が30.7歳である。また、2015年社会保障・人口基本調査によると、実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体で18.2%、子どものいない夫婦では28.2%で夫婦全体の5.5組に1組に当たる。さらに、特定不妊治療等により出生した子どもの割合は全出生児の約5.1%で約20人に1人の割合となっている。 | | | |
| 【令和 6年度 事業内容】 | | | 【令和 7年度 事業内容】 | | | 【令和 8年度 事業内容】 | | |
| 不妊治療の助成 | | | 不妊治療の助成 | | | 不妊治療の助成 | | |

■事業費

| | | R04年度 | R05年度 | | | |
|--------------|---------------------|---------|---------|--|--|--|
| 財源内訳 | 国庫支出金 | 0 | 0 | | | |
| | 県支出金 | 0 | 0 | | | |
| | 地方債 | 0 | 0 | | | |
| | その他 | 0 | 0 | | | |
| | 一般財源 | 2,917 | 3,000 | | | |
| 歳入計 (千円) | | 2,917 | 3,000 | | | |
| 歳出内訳 | 節 (番号 + 名称) | 金額 (千円) | 金額 (千円) | | | |
| | 18 負担金補助及び交付金 | 2,917 | 3,000 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 歳出計 (千円) (A) | | 2,917 | 3,000 | | | |
| 伸び率 (%) | | | 2.84 | | | |
| 備考 | 総合計画45ページ 予算書115ページ | | | | | |

令和 4年度行政評価シート

■指標

| 種類 | 指標名 | 単位 | | R04年度 | R05年度 | R06年度 |
|----------|------------------------|----|----|-------|-------|-------|
| 活動 指標 | 申請件数(実) | 件 | 目標 | 42.00 | 30.00 | 30.00 |
| | 参考: R3 延申請 53件 | | 実績 | 34.00 | 0.00 | 0.00 |
| | | | 目標 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | | | 実績 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 成果 指標 | 助成件数(延) 助成を受けた人の妊娠した割合 | % | 目標 | 10.00 | 10.00 | 10.00 |
| | | | 実績 | 12.00 | 0.00 | 0.00 |
| | | | 目標 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| | | | 実績 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

■事業評価

| | | | |
|-----|--------------|-------------|---|
| 必要性 | 事業の必要性 | B どちらとも言えない | 不妊治療が令和4年度より保険適用になっても治療費が高額になることが多く、通院や治療での身体への負担や心の負担も大きいことから、不妊に悩む夫婦の負担軽減が必要。 |
| 妥当性 | 実施主体の妥当性 | A 妥当である | 保険適用になっても治療費が高額になることが多く、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減になっている。 |
| | 手段の妥当性 | A 妥当である | 現在の手段が妥当である。 |
| 効率性 | コストの効率性・人員効率 | B どちらとも言えない | 市独自事業のため、助成金額・回数については、今後、他市の動向をみていく。 |
| 公平性 | 受益者の偏り | B どちらとも言えない | 保険適用の特定不妊治療を受けている夫婦を対象としている。 |
| 有効性 | 成果向上の余地 | B どちらとも言えない | 妊娠・出産につながった夫婦もいるが、難しい治療であるため、必ず治療の成果があるものではない。 |
| 進捗度 | 事業の進捗 | A 順調である | 特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減が図れている。 |

総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください

平成24年度より茨城県不妊治療費助成事業の交付決定者を対象に不妊治療費助成事業を開始し、令和4年度より保険適用になったが市の独自事業として継続して治療費の一部助成をしている。令和4年度は実人員が28人で延べ件数34件の申請で、そのうち、妊娠が確認できた者は12件であったことより、治療の難しさや治療の効果が必ずしも得られるものではないが、不妊治療を受けている夫婦の経済負担の軽減は図れていることから、今後もこの事業を継続していく。

対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか

不妊治療は保険適用となっても治療費が高額になることが多く、また、通院や治療での身体への負担や心の負担も大きいことから、今後も不妊に悩む夫婦負担軽減を図っていく。また、不育症や先進医療についての助成については他市町村の助成事業の動向を踏まえ検討していく。

■方向性

1次評価(1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

- 拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
 改善改革しながら継続
 現状のまま継続(改善・改革なし)
 統合・新規事業への展開
 縮小
 休止
 廃止・終了
 予定どおりの要求
 一部改善の上要求
 今回は見送り
 その他の処置

方向性の具体的内容

不妊治療費は令和4年4月から保険適用となったが、自己負担額も多額となるため、子どもを望む夫婦の経済的支援のため事業を継続する。経済的支援とともに不妊治療に関する相談に応じ、個々に応じた相談支援を行う。

2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善策))

- 拡充(人・モノ・カネ等の拡充)
 改善改革しながら継続
 現状のまま継続(改善・改革なし)
 統合・新規事業への展開
 縮小
 休止
 廃止・終了
 予定どおりの要求
 一部改善の上要求
 今回は見送り
 その他の処置

企画調整会議の意見・考え方(1次評価者と同じ場合も記入)

上記評価のとおり